様式第一の表中「自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日　事業年度分の適用額明細書」を「自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日　事業年度分の適用額明細書」に改め、同様式の記載要領第三号中「別表一(一)「1」の欄、別表一(二)「1」の欄若しくは別表一(三)「1」」を「別表一「1」」に、「「27」」を「「24」」に改め、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項中

00380	法規別表一(一)「31」の欄の金額又は法規別表一の三「14」及び「40」の欄の金額の合計額
00381	法規別表一(一)「31」の欄の金額
00382	法規別表一(二)「29」の欄の金額
00383	法規別表一(三)「28」の欄の金額
00384	法規別表一(二)「25」の欄の金額

を

00380	法規別表一「31」の欄の金額又は法規別表一の三「15」及び「37」の欄の金額の合計額
00381	法規別表一「31」の欄の金額
00382	
00383	
00384	

に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成31年旧措置法」という。）第42条の４第１項	00595	法規別表六(八)「24」の欄の金額
	第42条の４第１項	00637	
	平成31年旧措置法第42条の４第３項	00596	法規別表六(九)「20」の欄の金額
	第42条の４第４項	00638	
	平成31年旧措置法第42条の４第６項	00565	法規別表六(十)「11」の欄の金額
	第42条の４第７項	00639	
	平成31年旧措置法第42条の４第７項	00012	法規別表六(十一)「12」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中

00615	特別償却限度額の欄の金額

を

00615	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額

に改め、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十二)「17」」を「別表六(十四)「17」」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十三)「16」」を「別表六(十五)「16」」に、「別表六(十三)「21」」を「別表六(十五)「21」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六(十四)「18」」を「別表六(十六)「18」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）第42条の９第２項（同条第１項の表の第１号から第５号まで）」を削り、「別表六(十四)「23」」を「別表六(十六)「23」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第１項（償却費）	00622	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00623	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十五)「25」」を「別表六(十七)「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十六)「25」」を「別表六(十八)「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十七)「18」」を「別表六(十九)「19」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十八)「18」」を「別表六(二十)「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12第１項	00624	法規別表六(二十一)「20」の欄の金額
	第42条の12第２項	00625	法規別表六(二十一)「30」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十)「10」」を「別表六(二十二)「10」」に改め、同表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十一)「16」」を「別表六(二十三)「16」」に、「別表六(二十一)「21」」を「別表六(二十三)「21」」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十二)「17」」を「別表六(二十四)「17」」に、「別表六(二十二)「22」」を「別表六(二十四)「22」」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。